

審議会等の会議の公開に関する運用状況報告書

企画財政課参事 殿

課等名 こども育成課

所属長名 上村 淳二

平成31年度の当課等が庶務を担当する審議会等の会議の公開に関する運用状況を、下記のとおり報告します。

審議会名 嘉麻市子ども・子育て支援会議 設置根拠法令等 子ども・子育て支援法第77条第1項、嘉麻市子ども・子育て支援会議条例第1条

番号	開催月日	議題(審議内容)	会議の公開等			会議公開時のみ記載				会議録		
			公開種別	非公開の場合はその理由(※3参照)第3条の(1)～(3)のどれに該当するか		事前公表の有無	公表方法	公表期間	傍聴人数	公開等の別	公開までの期間	公開等の方法
				(1)～(3)のいずれか記載	具体的理由を記載							
1	7月18日	統計データからみる嘉麻市の現状について	公開・一部非公開・非公開			実施・未実施	広報 HP・両方とも	1週間未満(1週間以上)		公開・非公開	1ヶ月以内(1ヶ月以上)	HP・情報コーナー(両方とも)
2	9月27日	教育・保育の年度別見込量及び提供体制確保の方針について	公開・一部非公開・非公開			実施・未実施	広報 HP・両方とも	1週間未満(1週間以上)		公開・非公開	1ヶ月以内(1ヶ月以上)	HP・情報コーナー(両方とも)
3	11月6日	嘉麻市子ども・子育て支援事業計画(素案)について	公開・一部非公開・非公開			実施・未実施	広報 HP・両方とも	1週間未満(1週間以上)		公開・非公開	1ヶ月以内(1ヶ月以上)	HP・情報コーナー(両方とも)
4	12月3日	嘉麻市子ども・子育て支援事業計画(素案)について	公開・一部非公開・非公開			実施・未実施	広報 HP・両方とも	1週間未満(1週間以上)		公開・非公開	1ヶ月以内(1ヶ月以上)	HP・情報コーナー(両方とも)
5	2月26日	パブリックコメント結果報告事業計画答申(案)について	公開・一部非公開・非公開			実施・未実施	広報 HP・両方とも	1週間未満(1週間以上)		公開・非公開	1ヶ月以内(1ヶ月以上)	HP・情報コーナー(両方とも)
6	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施・未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP・情報コーナー・両方とも
7	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施・未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP・情報コーナー・両方とも
8	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施・未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP・情報コーナー・両方とも
9	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施・未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP・情報コーナー・両方とも
10	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施・未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP・情報コーナー・両方とも
11	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施・未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP・情報コーナー・両方とも
12	月 日		公開・一部非公開・非公開			実施・未実施	広報・HP・両方とも	1週間未満・1週間以上		公開・非公開	1ヶ月以内・1ヶ月以上	HP・情報コーナー・両方とも

※1 回答については、選択式のものには○をそれ以外については直接記入してください。

※2 設置根拠法令等の区分については、具体的な「法律」、「条例」等を記載してください。

※3 非公開理由の第3条とは、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程第3条です。

第3条 審議会等の会議(以下「会議」という。)は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

- (1) 審議会等の設置根拠である法令、条例又は規則の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 嘉麻市情報公開条例(平成18年嘉麻市条例第14号)第7条第2項の規定による非公開情報(以下「非公開情報」という。)が含まれている事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合